

契約参加有資格者各位

大阪市高速電気軌道株式会社  
調達部調達課

物件の買入契約等及び業務委託契約における契約保証金の取扱いについて

標記の契約締結にあたり、契約保証金を納入していただくこととなりますが、下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除いたします。

記

- 1 随意契約を締結するとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 2 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が、500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 3 落札者が国又は地方公共団体又は鉄道事業者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき（別紙「実績調書」を提出してください）
- 4 落札者が保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき

【留意事項】

- ・物件の買入契約等とは、不動産以外の物件の買入及び借入契約、工事以外の請負契約（印刷、製造、修繕等）です。

【契約保証金の納付について】

納付金額	契約金額の100分の10以上の額 (指名競争入札の場合は、契約金額の100分の5以上の額)
納付方法等	当社指定の口座に振り込んでください。領収書(写し可)確認後、契約書の受付を行います。なお、契約の履行確認後、契約担当へ所定の請求書を提出していただきますと、ご指定の金融機関へ契約保証金を還付します。

【お問い合わせ】

大阪メトロビジネスアソシエイト株式会社

シェアードサービス業務部

経理・調達サービス課 契約センター（契約・資材管理担当）

電話番号 06-6585-6271（平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）